

函館市立恵山中学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月改訂

1 本校のいじめ防止基本方針の策定にあたって

「北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）」の冒頭にある「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽ほどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識するとともに、いじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で、全力を尽くす必要があります。」と謳われていることを受け、恵山中学校のすべての生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、教職員全員の全力を挙げたいじめの早期発見、防止等を目的に策定した。

2 いじめの定義、内容、基本認識

(1) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係（学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該生徒と何らかの関係がある生徒）にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

また、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

なお、これらのいじめの中には犯罪行為（強制わいせつ、自殺関与、暴行、脅迫、強要、恐喝、児童ポルノ提供等）として直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

(3) いじめに対する基本認識

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽ほどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。また、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。さらに、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服しなければならない。

生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」、「東日本大震災により被災

した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

3 学校におけるいじめの未然防止

校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

また、いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学習に取り組むことができるよう、生徒同士の心の結びつきを深め、社会性をはぐくむ教育活動を推進する。

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図る。
- (2) 発達支持的生徒指導（特定の課題を意識することなく、すべての生徒を対象に学校教育の目標の実現に向けて、すべての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの）を積極的に推進する。
- (3) 生徒会を中心としたいじめ撲滅のための全校集会等、一人一人がいじめ防止に対する意識を高める取組の充実を図る。
- (4) 日常の生徒との関わりを深め、生徒が教師に相談しやすい環境をつくり、校内でのいじめを未然に防ぐためのふれあい活動を充実させる。
- (5) インターネットや携帯電話、SNS等を通して行われるいじめを防止し、適切に対処できるように、保護者や生徒対象に必要な啓発活動としての情報モラル研修会等を実施する。
- (6) 保護者・地域に対して学校・学級通信等により、いじめ防止のための学校の取組やいじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発を充実させる。

4 いじめの早期発見のための措置

生徒の表面的な行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取るなど、生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう、定期的なアンケートや面談を行い、日頃から細やかな生徒理解に努める。

- (1) いじめ実態調査（アンケート）を定期的（年2回）に実施し、いじめ又はいじめと疑われる行為の早期発見に努める。必要に応じて随時実施し実態把握に努める。
- (2) 生徒および保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう、定期の教育相談のほか養護教諭、特別支援コーディネーター等と連携した相談体制の整備を図る。
- (3) フォーサイト手帳等を活用した学級内での一人一人の生徒の状況や、学級全体の傾向を把握し、気になる生徒との対話を積極的に行う。
- (4) いじめの加害者、被害者、観衆、傍観者の負の関係を断ち切るための「仲裁者」の育成に努める。
- (5) 休み時間や放課後の日常的なふれあい活動の中での生徒の様子に目を配ったり、フォーサイト手帳や家庭学習ノートなどを活用して交友関係や悩みの把握に努める。

《生徒が発するサイン》

- ◇ 笑顔がなく沈んでいたり、ぼんやりしていることが多い
- ◇ 周囲の様子を気にして、おどおどしている
- ◇ 体に原因不明の傷がある
- ◇ シャツやズボンなどが汚れていたり、足跡がついていたり、破けたりしている
- ◇ 無くした、落としたなどということが多い
- ◇ 突然、暴力的になったり、言葉遣いが悪くなった
- ◇ 友人から不快に思う呼び方をされている
- ◇ 特定のグループと常に行動を共にする 等

5 いじめ対策のための校内組織の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「校内支援・いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

（構成員）

校長 教頭 生徒指導部長 学級担任 養護教諭 スクールカウンセラー

（活動）

- ・いじめの未然防止に関すること

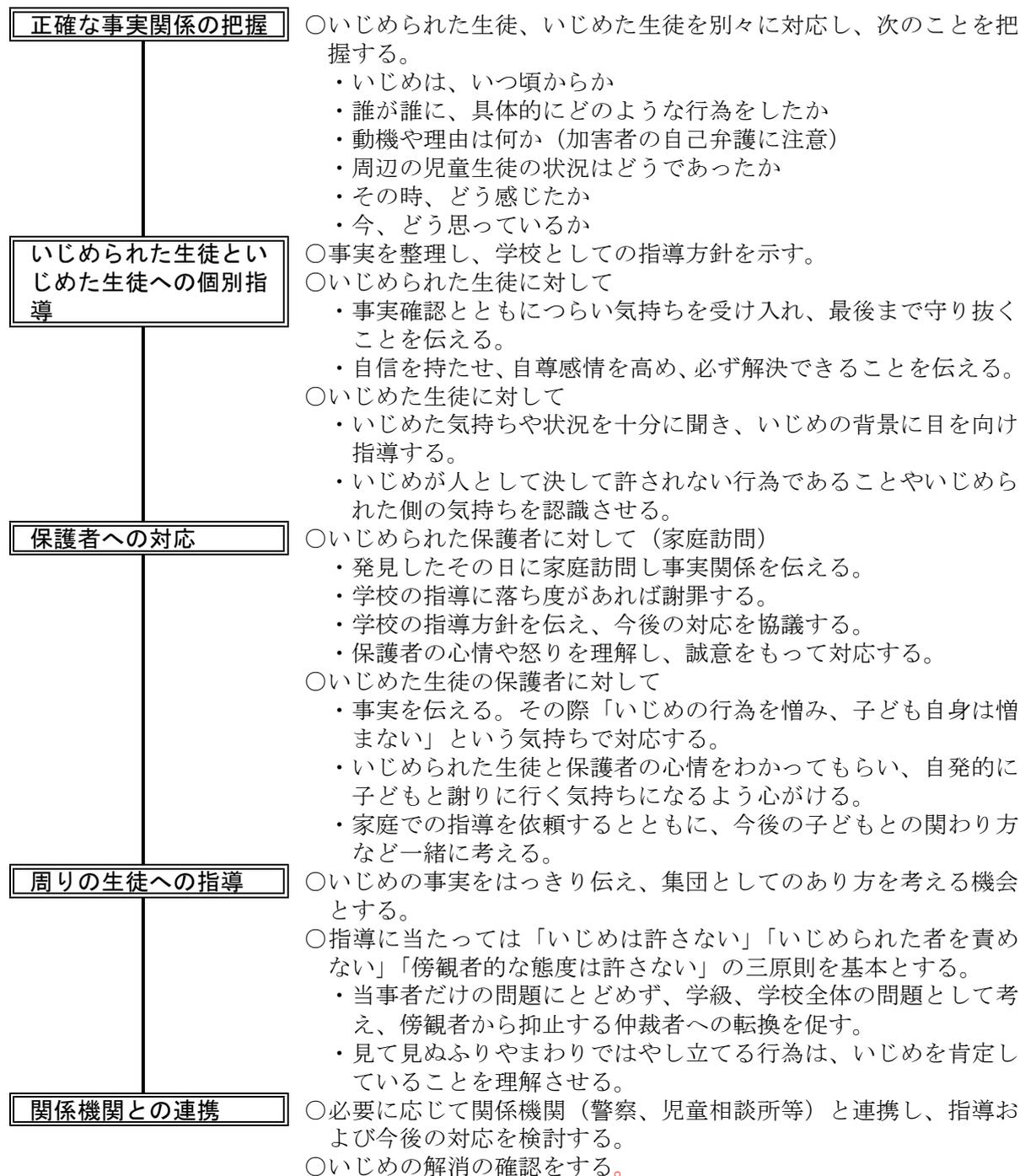
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめ事案への対応に関すること

6 いじめに対する措置

(1) いじめの事案の有無の確認および設置者への報告

- ① 発見・通報を受けた教職員は「校内支援・いじめ・不登校対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- ② 「校内支援・いじめ・不登校対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。
- ③ 事実確認の結果は、校長の責任のもと市教委へ報告する。

(2) いじめの対応手順



7 いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月の期間継続していること。相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

8 重大事案への対応

生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（※下記）には、次の対応をとる。

- (1) 重大事案が発生した旨を、函館市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 函館市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する方針を決定する。
- (3) 事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者、関係機関へ事実関係その他の情報を適切に提供する。
- (5) 生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

※重大事態として取り扱う生徒の状況

- ・生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

9 評価

学校評価および教員評価において、いじめ問題への取組について自己評価を行うとともに、その結果について適切に公表し、改善策を検討して指導の充実を図る。

- 対処方針や指導内容について
- いじめの実態把握、早期発見について
- 保護者や地域との情報の共有、協力について
- 学校の組織的な対応について